

所得保障

保障内容

7.5万円コース（所得補償保険金）

月額 **7.5万円**（日額2,500円相当）

15万円コース（所得補償保険金）

月額 **15万円**（日額5,000円相当）

30万円コース（所得補償保険金）

月額 **30万円**（日額10,000円相当）

- ◆69歳以下の勤労所得のある組合員ご本人のみ保障の対象となります。
- ◆ご加入前にすでに、病気あるいはその病気と医学上因果関係のある病気を発病していた場合、またはケガをしていた場合は原則として保険金をお支払いしません。詳しくはP.27所得保障の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
- ◆免責期間を除いた、所得保障の対象となる就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じたときは1か月を30日として日割計算します。（お支払いする保険金額は月額の金額に満たないケースもございますのでご了承ください。）
- ◆保険金額（ご契約金額）の設定について
所得保障の保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）
なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- ◆天災によるケガも保険金をお支払いします。

●病気やケガにより医師の治療を受け連続して就業不能となったときに、就業不能となった日から8日目（免責7日）または5日目（免責4日）以降継続した場合に、**1年間を限度**として保障します。



月額保険料例

	免責4日	免責7日
7.5万円コース		
年令		
20歳	430円	370円
30歳	610円	530円
40歳	870円	820円
50歳	1,150円	1,100円
60歳	1,250円	1,220円
15万円コース		
20歳	880円	740円
30歳	1,220円	1,070円
40歳	1,750円	1,640円
50歳	2,320円	2,210円
60歳	2,510円	2,430円
30万円コース		
20歳	1,740円	1,470円
30歳	2,430円	2,130円
40歳	3,480円	3,270円
50歳	4,620円	4,410円
60歳	5,010円	4,860円

年令別保険料はP.5・6を参照してください。

ご注意ください

勤労所得がなくなったときは、取扱代理店または引受保険会社まで連絡し、この保障の解約手続きを行ってください。解約手続きをされないと、**保障対象外にも関わらず保険料を払い込み続けることとなります。**

所得の保障

長期所得保障

保障内容

5万円コース（支払基礎所得額）

月額 **5万円**限度（免責365日）

10万円コース（支払基礎所得額）

月額 **10万円**限度（免責365日）

最長5年間保障

5年型

最長60歳まで保障

60才型

- ◆「5年型」は64歳以下、「60才型」は59歳以下の勤労所得のある組合員ご本人のみ保障の対象となります。
- ◆「5年型」「60才型」とともに精神障害による就業障害は基本契約のてん補期間にかかわらず最長2年間の保障となります。
- ◆「60才型」において、免責期間の終了日の翌日から起算して60歳に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間が保障期間となります。（就業障害が発生した時点で60歳に到達している場合も含みます。）
- ◆ご加入前にすでに、病気あるいはその病気と医学上因果関係のある病気を発病していた場合、またはケガをしていた場合は原則として保険金をお支払いしません。詳しくはP.27長期所得保障の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
- ◆所得喪失割合に応じた保険金のお支払いとなります。（所得喪失割合が20%以下の場合は対象外です。）
- ◆すでに加入している「5年型から60才型への変更」あるいは「60才型から5年型への変更」の場合も変更する型への新規加入とみなされ、再告知が必要です。ただし、変更前にすでに、病気あるいはその病気と医学上因果関係のある病気を発病していた場合、またはケガをしていた場合は原則として変更前後のお支払条件で算出した金額のうち低い額をお支払いします。
- ◆天災によるケガは保険金をお支払いしません。

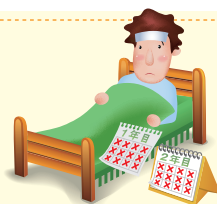
月額保険料例

	5年型		60才型	
	5万円コース	10万円コース	5万円コース	10万円コース
年令				
20歳	71円	142円	171円	342円
30歳	114円	228円	225円	450円
40歳	221円	442円	393円	786円
50歳	525円	1,050円	592円	1,184円
60歳	1,400円	2,800円	—	—

年令別保険料はP.5・6を参照してください。

ご注意ください

勤労所得がなくなったときは、取扱代理店または引受保険会社まで連絡し、この保障の解約手続きを行ってください。解約手続きをされないと、**保障対象外にも関わらず保険料を払い込み続けることとなります。**



●病気やケガにより**1年（365日）を超えて**就業障害（働けない状態）が続き所得が減少したときに、退職されたとしても最長5年間または最長60歳まで保障します。

「所得保障」と「長期所得保障」の関係について

所得保障と長期所得保障はセットで加入する必要はなく、それぞれ個別に加入できます。就業不能開始から免責期間経過後1年間はご加入の所得保障のコース金額が給付され、就業障害開始から1年経過後はご加入の長期所得保障のコース金額がご加入のコースの期間に応じて給付されます。

所得保障
（免責期間4日・7日）

最長1年間保障

長期所得保障（免責期間365日）

2年目以降**最長5年間**または**最長60歳**まで保障
（精神障害は最長2年間保障）

就業障害が
続く限り
長期保障で
安心